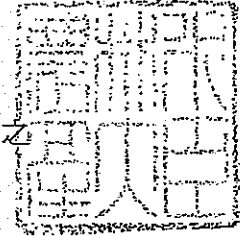


厚生労働大臣 坂口 力 殿

農林水産大臣 亀井 善之



動物用医薬品の承認に係る意見について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 2 項の規定に基づき、下記の動物用医薬品の承認に関して、同法第 83 条第 1 項により読み替えて適用される同法第 14 条第 2 項第 2 号（残留性の程度に係る部分に限る。）に該当するかどうかについて意見を求める。

なお、本件については、平成 16 年 4 月 8 日付け 16 消安第 31 号にて農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて、食品健康影響評価について意見を求めたものであり、添付資料は同一のものである。

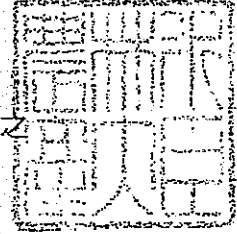
記

1. 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（“京都微研”、ポールセーバー I B）
2. 豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）
・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（スワイバック AR コンポ 2）

16消安第33号
平成16年4月8日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

農林水産大臣 亀井 善之



動物用医薬品の使用基準の設定に係る意見について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第3項の規定に基づき、下記の動物用医薬品についての同条第1項の使用者が遵守すべき基準を定めることについて意見を求める。

なお、下記の動物用医薬品の承認については、平成16年4月8日付け16消安第32号にて意見を求めたものであり、添付資料は同一のものである。

記

1. 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（“京都微研，ポールセーバーIB”）
2. 豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）
・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（スワイバック ARコンボ2）